

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第127号 平成23(2011)年3月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 (Tel&Fax: 0561-82-2140、メールアドレス: furuta_tokai@yahoo.co.jp)

ホームページ: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

『二倍暦の一証明』について

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

いつも多元的古代研究会の機関誌『多元』を興味深く拝見しています。

特に今回の記念すべき『多元NO. 100』(2010年11月)は古田武彦氏の特別講演の記事もあり、読み応えがありました。

この『多元』の中に、千葉市の森節希氏の『二倍暦の一証明』という論考がありました。通常の1年を、2年と数える二倍年暦については、私の関心事であり目にとまりました。内容はたいへんおもしろい発想で、一月を15日とカウントする、いわゆる「一月・十五日暦説」ではなく、1年を半年ずつに分けて、三月から八月までの年と、九月から二月までの年が交互にあったとして、三月から八月までが「え(兄)の年」で、

きのえ ひのえ つちのえ かのえ みずのえ
甲、丙、戊、庚、壬

そして、九月から二月までが「と(弟)の年」

で、
きのと ひのと つちのと かのと みずのと
乙、丁、己、辛、癸

とする仮説です。

二倍年暦が具体的にどのような形であったかについて取り組まれた意欲的な仮説の提唱であ

ると思います。

私は、森氏と同じように、もともと倭では1年を半年ずつに分けて1年で2年をカウントするとともに、また1年で2歳をカウントしていた時代があったと考えています。その後、中国の暦を取り入れてからは、中国の冊封体制に組み込まれ、1年を通常のとおり1年としたものの、人の歳の数え方はこれまでと同様にしばらくの間、半年で1歳、1年で2歳を数えたのではないかと考えています。

森氏は、『古事記』に書かれた崇神天皇から安閑天皇までの崩御干支と、鉄剣などに刻まれた金石文2点は信頼できるとして合計14件のサンプルのうち13件の年干支と月が、森氏の仮説に合致しているとされ、確率統計論で言えばこの仮説が間違ふ確率は「 $1.7/1000$ 」であり、まず間違いないとされます。

「え(兄)の年」と「と(弟)の年」が交互にあるとされた発想はたいへん素晴らしいのですが、内容に少し疑義があるのでコメントします。

2 サンプルの問題

まず、サンプルの問題です。

本来、サンプルは任意に抽出しなければなりません。故意に選択しては正しい母集団の性質や特性が得られません。ここで求められている本来の母集団は、古代における年干支と月の関係の年暦です。もう少し厳密に言えば、崇神天

皇から安閑天皇までの期間における年干支と月の関係の規則性です。しかしながら、年干支と月がわかっている例は、『古事記』における天皇の崩御年月など、ごくわずかであって、偏ったサンプルになっています。ですから、規則性という大きな母集団に対してサンプルはごく小数で偏っており、しかも故意に選択されたものであることを認識した上で慎重に考察する必要があります。

3 確率の問題

次に確率の問題です。

森氏は

例えば硬貨を二回投げて表だけが出る確率は1/4ではなく1/2である (『多元』100号、24頁)

とされます。つまり二回投げて1回目が表、二回目も続けて表が出る場合の確率です。硬貨を2回投げたときの組み合わせは、1回目に表、2回目も表という組み合わせを表・表のように示せば、表・表、表・裏、裏・表、裏・裏の4パターンあり、このうち表だけが出るのは4パターンのうち、表・表の1度ですから、硬貨を二回投げて表だけが出る確率は1/4です。別の言い方をすれば、1回目は、表が出るか裏が出るかの2パターンしかありませんから、表が出る確率は1/2です。2回目も同じく表が出る確率は1/2です。従って2回ともに表が出る確率は1/2×1/2=1/4です。

このように硬貨を2回投げる場合であれば、一つずつパターンを考えれば、わかりますが、数が多くなると数えきれません。

そこで、こうした組み合わせについて計算する、たいへん便利な公式があります。

次のとおりです。

まず全組み合わせの数は、 2^n
次に、こうしたn個のなかからr個を取り出した組合せの数は、
 $nCr = n! / r! (n-r)!$

それでは、硬貨を2回投げ、表だけが出る確

率をこの公式に代入して求めましょう。

全組み合わせ数は $2^2 = 4$
2回とも表が出る組み合わせは、
 $2C2 = 2! / 0! (2-0)! = 1$
従って、確率 $P = 2C2 / 2^n = 1/4$

上の計算のように確率 $P = 1/4$ となります。

このように、森氏がここで掲げた例示「例えば硬貨を二回投げて表だけが出る確率は1/4ではなく1/2である」は間違っており、正しくは1/4です。

4 森氏の14個の史料

さて、以上のことを踏まえて森氏が集められた史料14個のうち1個だけ例外があって、この1個の例外が生じる確率を求めます。たとえば、14回硬貨を投げて1回だけ裏になる場合の確率です。先に示した公式に代入して答えを求めましょう。

なお、森氏が言われるように14の事例から1を引く必要はないと思います。

全組み合わせ数は $2^{14} = 16384$
1回だけ裏になる組み合わせは、
 $14C1 = 14! / 1! \cdot 13!$
 $= 14$
従って確率は、 $P = 14 / 16384$

私が計算した結果でも、森氏の計算でも、1個の例外が生じる確率は大変低いといえます。

ただ、この考え方には根本的な疑義があります。というのは、今、求めようとしているのは、14個の個々の真偽を問うているのではなく、森氏の仮説である「えの年・との年」説が、14個の史料すべてにあてはまるのかどうか。つまり14個の史料がすべて、真であるのか偽であるのかが問われるべきではないかと思えます。つまり、「えの年」「との年」の事象が正しいか、正しくないかを調べるものです。

たとえば、14回硬貨を投げて、1回でも裏になる確率を求めなければなりません。

それは次のようになります。

$$\begin{aligned}
 & \text{全組み合わせ数は } 2^4 = 16384 \\
 & \text{1回でも裏になる確率は、1回だけ表になること以外の確率であるから、} \\
 & P = 1 - 14C1 \\
 & = 1 - 14 / 16384 \\
 & = 16370 / 16384 = 99.9\%
 \end{aligned}$$

つまり、「えの年」「との年」説が正しいと断言した場合の間違う確率は、99.9%という結論になります。確率からは「えの年・との年」説は、限りなく間違っているということです。

実際に森氏が集められた14個の史料のうち1個、仲哀天皇の崩御が例外でした。結果は私の計算どおり例外があるので、この仮説は成立しません。

仲哀天皇の崩御は壬戌6月10日で、森氏の仮説では「えの年」であり9月から2月まででなくてはなりません。しかし、崩御は6月であって3月から8月までの「との年」になります。仲哀天皇の史料はこの仮説に反する事例です。つまり私が計算上99.9%間違っていると指摘したとおり、「えの年・との年」説は残念ながら成立しません。

では、どのように1年で2歳を数えていたのかということになりましょう。

それは古田武彦氏の次の考えに集約されているように思います。『「邪馬台国」はなかった』（ミネルヴァ書房、2010年）で小見出しを「一年に二回歳をとった倭人」を付けたところ、322ページから323ページにかけての記述を抜粋します。

それは裴松之が倭人伝中に引用した、『魏略』のつぎの記事である(紹熙本による)。

魏略に曰く「其の俗、正歳四節を知らず。但ただ春耕・秋収を計りて年紀と為す」

(正歳は陰暦の正月、四節は暦の上の春夏秋冬をさす。つまり正歳四節とは陰暦の体系をさしている。)

この文章は、すなおいに理解すれば、倭人は「春耕」と「秋収」の二点を「年紀」とする、つまり「一年に二回歳をとる」という意味だ(安本美典『邪馬台国への

道』もこの理解にふれている)。

私は春耕と秋収の二点を年紀として1年で2回、歳を数えると考えます。ただ、その時期は、いわゆる九州年号が始まる時期までだと考えています。

「東海の古代」103号(平成21年2月)で発表された「ひとつき“一月十五日説”の問題点」の続編です。

再びひとつき“一月・十五日暦説”について

名古屋市 石田敬一

1 『日本書紀』に基づくひとつき“一月・十五日暦説”は成立しない

日本の古代の年暦に関する数え方については、安本美典氏の「一年二歳論」や古田武彦氏の「二倍年暦」の仮説があります。そして、さらに15日をもって1ヶ月とするひとつき“一月・十五日暦説”は、「二倍年暦」を具体的に示した仮説として評価できるといえましょう。これは、貝田禎造氏がその著書『古代天皇長寿の謎』(昭和60年12月15日、六興出版)において、『日本書紀』の記述に月の後半の日付が殆んどないことに着目して、二倍年暦の存在とともに、神武から仁徳までの期間が四倍年暦であることを主張されたものであり、その着眼点はたいへん素晴らしいと思います。

第1表 天皇崩御年月日(15日以降)

天皇	崩御年	崩御月日
仁徳	仁徳八十七年	春 正月 十六日
反正	反正 五年	春 正月二十三日
清寧	清寧 五年	春 正月 十六日
顕宗	顕宗 三年	夏 四月二十五日
安閑	安閑 二年	冬十二月 十七日
斉明	斉明 七年	秋 七月二十四日

しかし、『日本書紀』には、天皇の崩御年月日が15日以降のものが第1表のとおり存在します。一月が15日で数えられた時もあるというのであれば理解できますが、ある時期までの天皇の崩御すべてに当てはまるわけではないので、説としてはおもしろいものの説得力に欠けます。

『日本書紀』においては、“^{ひとつき}一月・十五日曆説”は成り立たないと思います。

2 『古事記』に基づく“^{ひとつき}一月・十五日曆説”は疑わしい

これに関連して、「古田史学の会・東海」の加藤勝美氏は、『古事記』に崩御年月日が明記されている天皇がいずれも15日以前の日付で崩御していることから、“^{ひとつき}一月・十五日曆説”を支持し、これを基に絶対年代を復元しようと努力されました。『日本書紀』の崩御年月日を無視して『古事記』の崩御年月日のみを信ずるならば、崇神天皇から雄略天皇までについて二倍年曆の可能性があり、“^{ひとつき}一月・十五日曆説”の成立が可能と言えましょう。なお、雄略天皇より後代は没年齢が通常の二倍とは言い切れませんので、雄略以降も二倍年曆と主張するのは無理がありましょう。

第2表「『古事記』天皇崩御年月日」のとおり、天皇の寿命は、百歳以上のものもあり当時の一般的な寿命から、大きくかけ離れています。当時の寿命について、小泉清隆氏は『図説検証原像日本〈1〉』（1988年、旺文社）で、縄文時代から江戸時代の寿命が42歳から45歳程度であると人骨から推定されていますので、『古事記』の雄略天皇の年齢は二倍年曆（あるいは三倍年曆）で記述されていると考えられます。

こういう状況の中で『古事記』の編者は、当然、『古事記』に記述された天皇の没年齢が当時の寿命の2倍以上になっているものがあることを承知していたわけです。そうした前提の上で、第2表のとおり、崇神から推古まで24人の天皇のうち、13人については日付まで記述していながら、他の11人については崩御年月日を記載していません。

第2表 『古事記』天皇崩御年月日

代	天皇	崩御年月日	没年齢
10	崇神	戊寅年 十二月	百六十八
11	垂仁	—	百五十三
12	景行	—	百三十七
13	成務	乙卯年 三月十五日	九十五
14	仲哀	壬戌年 六月十一日	五十二
15	応神	甲午年 九月 九日	百三十
16	仁徳	丁卯年 八月十五日	八十三
17	履中	壬申年 正月 三日	六十四
18	反正	丁丑年 七月	六十
19	允恭	甲午年 正月十五日	七十八
20	安康	—	五十六
21	雄略	己巳年 八月 九日	百二十四
22	清寧	—	—
23	顕宗	—	三十八
24	仁賢	—	—
25	武烈	—	—
26	継体	丁未年 四月 九日	四十三
27	安閑	乙卯年 三月十三日	—
28	宣化	—	—
29	欽明	—	—
30	敏達	甲辰年 四月 六日	—
31	用明	丁未年 四月十五日	—
32	崇峻	壬子年 十一月十三日	—
33	推古	戊子年 三月十五日	三十

これにはどういう意味があるのでしょうか。伝承のあった崩御年月日のみを忠実に記述したという考え方もできます。これが一般的で素直な考えだとは思いますが、しかし、その一方で一月を十五日で数える暦ではないかと思っていた『古事記』の編者が、一月・十五日暦と整合性がとれない十六日以降の崩御年月日のものは、故意にカットしたという考えも否定できません。例えば、垂仁、景行、安康については、『古事記』にその記述が比較的詳しいにもかかわらず、崩御年月日については記述がありません。伝承の内容が濃いのであれば崩御年月日も伝承されたのではないかと少し疑問に思います。

『古事記』の崩御年月日の記述があるものすべてが十五日以前であるからと言って、ただちに一月は十五日でカウントする二倍年暦であったと想定することに、多少抵抗があります。

なお、第一代の神武から第九代の開化についても崩御年月日の記述はありません。



このように私の疑念があるとともに、次のとおり、考古学の上からは、七世紀末における“^{ひとつき}一月・十五日暦説”は否定されます。

石神遺跡（奈良県明日香村）から出土した、持統3年（689）の3月と4月の暦を記した木簡には8日から19日まで記されています。また、同遺跡出土の木簡には「天武八年（679年）乙卯年八月十七日白奉経」と記されたも

のがあり、7世紀末においては、考古学の上から“^{ひとつき}一月・十五日暦説”は成立しません。

以上は、これまで私が主張してきたことです。

3 7世紀半ばでも“^{ひとつき}一月・十五日暦説”は否定される

さらに、7世紀半ばにおいても“^{ひとつき}一月・十五日暦説”を否定する木簡がありましたので、紹介します。

太宰府の第Ⅱ期政庁は675年頃には完成したとされています。この太宰府の第Ⅱ期政庁遺構の下から木簡が出土しています。

この木簡には、次のように記されています。

十月廿日竺志前贅駅口口留 多比二生鮑六備五十貝魚青四列都十具

一目瞭然、この木簡には、10月20日と記載されています。

太宰府の第Ⅱ期政庁遺構の下から出土した木簡に十月廿日の日付すなわち十五日以降の日付がありました。

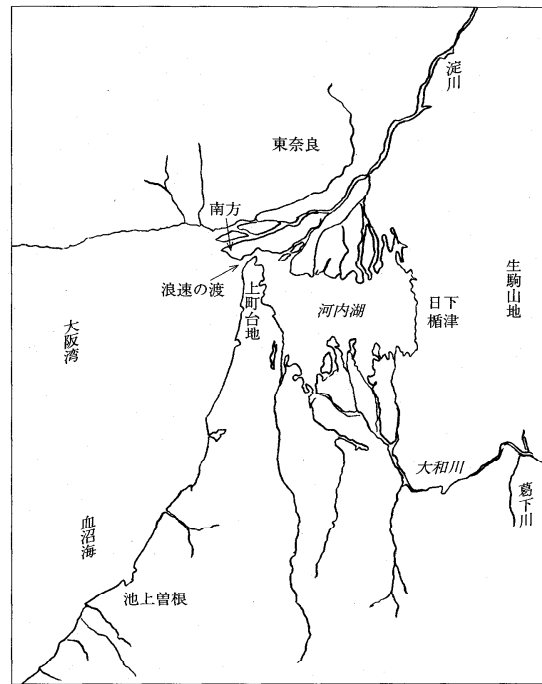
太宰府の第Ⅱ期政庁の完成は675年頃ですので、その下から出土した木簡は、7世紀半ばのものと考えられます。ということは、7世紀半ばには一月を十五日とは数えていなかったことを示しています。この木簡の存在により“^{ひとつき}一月・十五日暦説”は、7世紀末だけでなく7世紀半ばにおいても不成立であることが証明されます。

私は“^{ひとつき}一月・十五日暦説”による二倍年暦を完全に否定するものではありません。二倍年暦が行われていた時期は、もっと古いのではないかと考えているのです。少なくとも、いわゆる九州年号は普通暦ですから、九州年号が成立した以降には一年を二年と数えることは無かったと思います。

そもそも古田武彦氏の言う二倍年暦は、倭人が海を渡って、裸國や黒齒國があった南米北・中部へ行くのにかかった「船行一年」は、実は普通の年の数え方からいけば「船行半年」であったことを裏付けるものでした。そして、それは三世紀の倭人の認識です。三世紀現在の経験に基づくものなのかもしれませんし、また、B

C 3 2 0 0 年頃とされるバルディビア遺跡の時期からすると、ずっと過去からの伝承であるのかもしれませんが。もちろん、三世紀を過ぎてからの倭人の認識を示すものではありません。

現代では年齢を数えるのに、誕生日がくると1つ歳を数えます。また数えで何歳という示し方もあります。数え年は、生まれた年を1歳とし、以降元日を迎えるごとにそれぞれ1歳ずつ加えます。これに対して「二倍年暦」では1年に2回、歳を数えるので、その日がいつだったかが問題になります。それは春耕と秋収の時であったと考えるのが素直であり、またこれ以上の主張ができる根拠もないと思われま



資料1 弥生中期（約2000年前）の大阪平野
(大阪歴史博物館平成13年特別展「大河内展」図録より作成)

「神武東征」における記紀の違い

知多郡阿久比町 竹内 強

(『なかつた』第3号、116頁から転記)

神武が奈良盆地を目指して進んだ神話が歴史的事実の伝承ではないか、この問題に鋭く切り込んだ論文に伊東義彰氏著の「神武が来た道」(『真実の歴史学』なかつた)第2号～第5号、2006年11月～2008年6月、ミネルヴァ書房)があります。

この中で「古田史学の会・東海」の例会で話題となっていたいくつかの問題点について明快な解答がなされていますので紹介します。

1、「南方」の論理

上野台地の先端と「浪速の渡」をはさんで北方対岸に淀川の河口に出来た河州(みなかた)を南瀕(南方)と呼ばれた地域があった。

生駒山西麓の「日下」・「楯津」で登美毘古(長髓彦)と戦い敗退する神武軍は河内湖からこの南方を通して大阪湾へと脱出した。(『古事記』)

自南方廻幸之時、到血沼海

という『古事記』の記述は、生駒山西麓の停泊・上陸・戦闘記事や地名なども含めて、河内平野が汽水湖であり大阪湾とつながっていたとの弥生時代から伝わる古い伝承に基づいたものと理解せざるを得ない。

2、『古事記』と『日本書紀』の記述

ところが、『日本書紀』では生駒山西麓からいきなり「茅渟の山城水門」(大阪湾の和泉の港)へ脱出したことになっている。8世紀初めの頃の書紀の編者は、弥生時代から伝わる古い地形に基づく伝承が編者の理解を超え、意味不明の不可解な行動としか考えられなかったからでしょう。そこで解らない所はカットする。これが、編集方針のようで、大阪湾から生駒山の西麓への船行も「遡流而上りて」と記し河内湖の存在を理解していないようである。

3、和歌山平野と紀ノ川流域

大阪湾に脱出した神武軍は、重傷を負った兄の五瀬命が死亡し、竈山に陵を造り埋葬します。この時の記述は「陵は則ち紀国の竈山に在り」(『古事記』)としています。『日本書紀』も雄水門から「進みて紀国の竈山にいたりて」と記し、直接舟で竈山に到ったように書いている。しかし、現在の地形でみれば竈山陵は海岸線から2キロ近く入らねばならない。上陸地点そこからどのように竈山まで進んだのか一切書かれていないのです。ところが、弥生の地形図によれば紀ノ川の河口から大きく入江が入り込み海



(『なかつた』第3号、126頁から転記)

岸砂洲との間に内海が作られていたようである。神武軍が直接舟で竈山に乗り入れたことは充分可能であったと思われる。

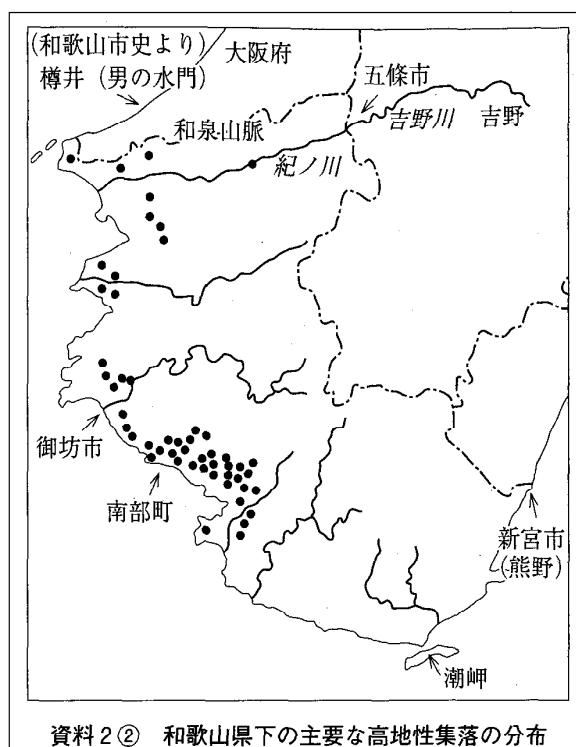
4、紀伊半島西南部沿岸

竈山で五瀬命を葬った後、神武軍は何故奈良盆地にむけて紀ノ川沿いに進行しなかったのか、その答えは、この地域は既に弥生の集落が存在しそのまま進めば激しい反撃にあい、生駒山西麓の再現を考えたのであろう。

5、熊野上陸

紀伊半島沿いに南下した神武軍が潮岬を越え、何故熊野まで行き上陸したのかという疑問がある。

伊東氏はこの地域が考古学的に見るとこの時代まだ縄文の生活をしてたと指摘する。鉄器を持った神武軍がこの人々を制圧するのにそん



(『なかつた』第3号、129頁から転記)

なに苦勞はしなかったと思われる。その後、吉野の山越え奈良盆地の戦いについては次号で書きたい。

〈この文は『なかつた』真実の歴史学』二～五号に連載された伊東義彰氏著「神武が来た道」からの抜粋であり、一部私の理解での表現が含まれています。

もし、理解不足による誤りがあれば、お詫びいたします。〉

「外国史料に掲載されている古代逸年号」(『東海の古代』123・124号、平成23年11・12月)の番外編です。

外国史料に掲載されている神代・天皇代

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

『東海の古代』123・124号(平成23年11・12月)に、「外国史料に掲載されている古代逸年号(1・2)」では、朝鮮・中国等の文献に記載されている古代逸年号を紹介しましたが、古代日本の神代・天皇代の系譜についても記載されています。

それは、日本史料(『日本書紀』、『古事記』)の神代・天皇代と内容が異なる事項がありますので、その概要を報告します。

日本史料(『日本書紀』、『古事記』)、朝鮮史料(『海東諸國紀』)及び中国史料(『新唐書』、『宋史』、『歴代建元考』)での神代の系譜は表1、天皇の系譜は別紙表2のとおりです。

その概要は、次のとおりです。

1 神代

(1) 日本史料

前段階として、『日本書紀』と『古事記』比較すると、神代の系譜は異なっています。

・『日本書紀』では「天神七代・地神五代」としていますが、『古事記』では「別天神五柱・神世七代」及び『日本書紀』でいう「地神

五代」が記述されています。

- ・『日本書紀』12代のうち、「^{くにのさつち}国狭槌尊」以外はすべて『古事記』での神とされています。
- ・『古事記』の「別天神五柱」は『日本書紀』には記載されていません。
- ・『古事記』「神世七代」の「^{つのかひ}角杵神・^{つのかひ}妹活杵神(夫婦神)」を『日本書紀』の「^{くにのさつち}国狭槌尊」と入れ替えれば天神七代と一致(神名は異なる。)します。
- ・『日本書紀』で地神五代とされている「天照大神から^{うがやふきあへず}鷲草葺不合」は、『古事記』ではひとくくりとした名称が記述されていません。
- ・『日本書紀』での最初の神は「国常立神」ですが、『古事記』では別天神五柱の「^{あめのみなかぬし}天之御中主神」が最初です。「国常立神」は、『古事記』の「別天神五柱」に次ぐ「神世七代」の最初の神とされています。

以上を整理すると、『日本書紀』では『古事記』神代の「別天神五柱」を削除し、「神世七代」を「天神七代」とし、『古事記』では位置づけしていない「天照大神から^{うがやふきあへず}鷲草葺不合」を地神五代としています。そして『古事記』の「^{つのかひ}角杵神・^{つのかひ}妹活杵神」を削除して、新たに「^{くにのさつち}国狭槌尊」を「^{くにのとこたち}国常立尊」の次の神として加えています。

また、神武紀では神代紀一書に記載されている「国常立尊、国狭槌尊、天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊」の高皇産靈尊を先祖神としていますので、神代紀と整合がとれていません。

(2) 朝鮮史料

① 『海東諸國紀』

一括して「天神七代、地神五代」と記述されており、具体的な神名は記述されていませんが、『日本書紀』と同文と推定できます。

(2) 中国史料

中国史料の内、最も詳しく記述しているのは『宋史』であるので、『宋史』から報告します。

① 『宋史』

雍熙元年(984年)日本僧裔然が持参した王代記により神代を詳しく記述しています。王代記と『日本書紀』・『古事記』と異なる点は、次のとおりです。

・神代は二十三世としています。『日本書紀』

表1 朝鮮・中国史料に掲載されている「神」の系譜

日本		朝鮮	中国		
日本書紀	古事記	海東諸国紀	新唐書	宋史(王代記)	歴代建元考
◎天神七代 くにのこたち 国常立尊 くにのさつち 国狭槌尊 とよくむぬ 豊斟淳尊	◎別天神五柱 あめのみなかぬし 天之御中主神 たかみむすひ 高御産巢日神 かみむすひ 神産巢日神 うましあしかびひこち 宇摩志阿斯訶備比古遲神 あまのこたち 天之常立神	天神七代 地神五代	其王姓阿每氏 自言初主號 天御中主 至彦激 凡三十二世 皆以尊爲號 居筑紫城	1 初主號 天御中主 2 天村雲尊 3 天八重雲尊 4 天彌聞尊 5 天忍勝尊 6 瞻波尊 7 萬魂尊 8 利利魂尊 9 国狭槌尊 10 角襲魂尊 11 汲津丹尊 12 面垂見尊 13 国常立尊 14 天鑑尊 15 天萬尊 16 沫名杵尊 17 伊弉諾尊 18 素篁烏尊 19 天照大神尊 20 正哉吾勝速日 天押穗耳尊 21 天彦尊 22 炎尊 23 彦激尊 以上凡二十三 世竝都於筑紫 日向宮	天御中主 天村雲尊 天八重雲尊 天彌聞尊 天忍勝尊 瞻波尊 萬魂尊 利利魂尊 国狭槌尊 角襲魂尊 汲津丹尊 面垂見尊 国常立尊 天鑑尊 天萬尊 珠名杵尊 伊弉諾尊 素篁烏尊 天照大神尊 正哉吾勝連目 天押穗耳尊 天彦尊 天炎尊 彦激尊 以上凡二十三 世并都於筑紫 日向宮
うひちに 漚土夷尊 ・沙土夷尊 おほとのぢ 大戸之道尊 ・大苫邊尊 おもだる 面足尊 ・惶根尊 いざなき 伊弉諾尊 ・伊弉冉尊	◎神世七代 くにのこたち 國之常立神 とよくもの 豊雲野神。 うひちに 宇比地邇神 ・妹須比智邇神 つのくひ 角杵神 ・妹活杵神 おほとの 意富斗能地神 ・妹大斗乃辨神淤母 おもだる 於母陀流神 ・妹阿夜訶志古泥神 いざなき 伊邪那岐神 ・妹伊邪那美神				
◎地神五代 あまてらすおほみかみ 天照大神尊 まさかあかつかはひあまのおし 正哉吾勝速日天忍穗耳 尊 あまつひこひこほのにぎ 天津彦彦火瓊杵尊 ひこほほでみ 彦火火出見尊 ひこなぎさたけうがやふきあへず 彦波瀲武鸕草葺不合尊	あまてらすおほみかみ 天照大御神 まさかあかつかはひあまのおしほ 正勝吾勝速日天忍穗耳 命 あまつひこひこほのにぎ 天津日高日子番能迺能藝能 命 あくつひこひこほほでみ 天津日高日子穗手見命 あまつひこひこなきさたけ 天津日高日子波限建 うがやふきあへず 鸕草葺不合命				

※ 出典 ①『日本書紀』：日本古典文学大系67、昭和42年3月、岩波書店
 ②『古事記』：日本古典文学大系1、昭和33年6月、岩波書店
 ③『海東諸国紀』：朝鮮史料叢刊第二、昭和8年11月、朝鮮総督府
 ④『新唐書』：百衲本二十四史(三一)、中華民國26(1937)年1月、台湾商務印書館
 ⑤『宋史』：百衲本二十四史(四四)、中華民國26(1937)年1月、台湾商務印書館
 ⑥『歴代建元考』：叢書集成新編103、1985年、新文豊出版

は十二世、『古事記』は十七世です。

- ・初代の神は「天御中主神」で、『古事記』と同じです。
- ・十九世の天照大神以降の五代は『日本書紀』の地神五代と同じ神と見なしてよいと思われ

ます。
・『日本書紀』天神七代の「国常立神(初代)・国狭槌神(二代)」が王代記では「十三代、九代」と系譜が逆となっています。

- ・『日本書紀』の一書で記載されている神

国常立尊、天鏡尊、天萬尊、沫蕩尊、伊弉諾尊

が
国常立尊、天鑑尊、天萬尊、沫名杵尊、伊弉諾尊

として、十三代から十七代の神として記載されています。また、『日本書紀』では「神世七代」と記載されています。

- ・『日本書紀』・『古事記』では「素戔嗚尊」を神の系譜にいれていませんが、王代記では

伊弉諾尊・素戔嗚尊・天照大神尊

として系譜にいれています。

- ・『日本書紀』の「面足尊」が「面垂見尊」？、『古事記』の「角杵神」が「角襲魂尊」？か。
- ・『日本書紀』・『古事記』に記載されていない神の名前が列記されています。
- ・「素戔鳥尊」の「鳥」は「鳴」の誤りです。
- ・以上のことにより、神代が、『日本書紀』の神代と異なる理由は何かという疑問が残ります。

② 『新唐書』

- ・日本伝での系譜の冒頭で

其王姓阿每氏自言初主號天御中主至彦瀲凡三十二世皆以尊爲號居筑紫城

と記載されていますが、この文以外には具体的に神の名を記載していません。『宋史』日本伝に記載されている王代記には、

初主號天御中……彦瀲尊以上凡二十三世竝都於筑紫日向宮

と記載されており、同内容と推定できます。

- ・『新唐書』の成立は、元の至正5(1354)年とされ、王代記を閲覧出来たと推定できるので、「三十二世」は「二十三世」の誤りだと思います。

- ・日本國王は「阿每」としてありますが、『隋書』倭國王・『旧唐書』倭國王も「阿每」と記載されています。

③ 『歴代建元考』

『宋史』王代記の所引きと思われます。

④ その他

神々の居住地は、「筑紫日向宮」または「筑紫城」と記述されているので、神武以前の権力者は北九州に居住していたと推定できます。

3 天皇代

『日本書紀』と比較して異なる事項は次のとおりです。

なお、比較対象は「持統天皇」までとします。

(1) 朝鮮文献

① 『海東諸國紀』

- ・神功皇后を「**神功天皇**」としています。
- ・清寧天皇の次に「**飯豊天皇**」が即位したとしています。

なお、「飯豊天皇」の存在を認めている文献は『扶桑略記』・『水鏡』です。

- ・古代逸年号が記載されています。
- ・天皇名(神武～持統)に誤りがあります。誤りの天皇名には下線(表2)で示しています。他の文献でも同様に表示しました。

(2) 中国文献

① 『宋史』

- ・神武天皇條に

自筑紫宮入居大和州橿原宮即位元年甲寅*1當周僖王*2時也

により、神武は筑紫宮(筑紫日向宮)から大和州に東征しています。『日本書紀』では日向国です。

*1 『倭国伝—中国正史に描かれた日本—』(藤堂明保他訳、講談社学術文庫)の279頁註に。

『日本書紀』は神武天皇の記事を甲寅[周の惠王十年(前六六七年)]から始めるが、即位は辛酉[周の惠王十七年(前六六〇年)]とする。惠王の一代前の僖王の在位中に甲寅はない。と記述している

*2 僖王(周朝の第16代王(東周第4代)、在位5年、前681年～前677)は惠王(在位25年、前676年～前652年)の誤り?

神武の即位年干支は、『日本書紀』では「辛酉」ですが、「甲寅」としています。

- ・仲哀天皇は

國人言今爲鎮國香椎大神

神功皇后は

國人言今爲大奈良姫大神

と、二人とも「大神」と呼ばれていると記述されています。神武天皇～円融天皇まで64代のうち「大神」と記述されているのは、この二人のみです。『日本書紀』の記述と大きな差があります。

- ・神功皇后は「神功天皇」又は「息長足姫天皇」と記述されています。

② 『新唐書』

- ・神武天皇の即位干支年は記載されていません。
- ・神功皇后は「神功爲王」としています。
- ・用明天皇(586～587年)を「目多利思比孤」とし、「直隋開皇末始與中國通」で開皇末年に中国と通交を始めたとしています。

「目多利思比孤」は「多利思北孤」と思われますが、『隋書』倭国伝の多利思北孤は、隋の開皇20年(600年、推古8年)から大業4年(608年、推古16年)まで活躍しているので、年代的にあいません。

- ・天皇の系譜に誤りがあります。
「孝徳→子・齊明→子・天智→子・天武→子・總持」は「孝徳→姉・齊明→子・天智→弟・天武→妻・持統」の誤りです。

③ 『歴代建元考』

- ・神武天皇條は、『宋史』王代記から転記していますが、『海東諸國紀』からも引用しています。なお、「五十三年辛酉」に天皇を名乗ったとしていますが、『海東諸國紀』は「五十二年辛酉」としているので「五十三年」は「五十二年」の誤りと思われまます。
- ・綏靖天皇以後は、『海東諸國紀』から抜粋して記述していると思われまます。
- ・古代逸年号が記述されていますが、『海東諸國紀』からの所引きと思われまます。

4 考察

平安時代に、日本僧齋然が持参した王代記が『日本書紀』の神代と大きく異なるのは驚きです。

また、仲哀天皇は『日本書紀』と比較して国人

に「大神」と謂われ偉大な天皇としています。

中国宋王朝に提出した王代記は当時の天皇家が認めた神及び天皇の系譜と思います。

整合性を保つには、王代記は原『日本書紀』の概要本ではないかと言うことです。そして、現『日本書紀』に改訂されたということです。微証として、『扶桑略記』には「和銅五年(712)上奏日本紀」が存在していたと記述されています。但し、和銅五年日本紀は飯豊天皇の实在を認めています。『宋史』王代記には記述がされていません。

これらをあわせると、数次に渡って改訂されたこととなります。

『歴代建元考』は、神代は『宋史』から天皇は『海東諸國紀』から所引きしていると思われまます。

2月例会報告

○ 「数」の論理

名古屋市 石田敬一

『三國志』における「数」は中核が「5～6」を表すとする古田氏の主張を前提にして、『魏志韓伝』の記述「凡^{およそ}五十余國。大國万余家。小國数千家、総十余万戸」を連立方程式で計算すると、複数の「家」で一つの「戸」を成すことが導かれると示した。

また、『魏志倭人伝』で使用されている「或」をすべて抜き出して、その使われ方を検証し、『魏志倭人伝』の「其俗國大人皆四五婦下戸或二三婦」は「大人は皆、四五の婦人と下戸を有するか、あるいは二三の婦人を有する」と読み下すことが適切であると示した。

この新しい解釈に基づき、「戸」と「家」の関係を再考すると、倭國、馬韓、弁辰は、複数の「家」で一つの「戸」を成していた形態であったと考えられるとした。

○ 伊東義彰氏著の「神武の来た道」紹介

知多郡阿久比町 竹内 強

『古事記』編者と『日本書紀』の編者の伝承に対する対応の違いが、河内湖での進行の違い

に現れていた。特に「南方」についての理解の部分によく現れている。『古事記』は「自南方廻幸之時、到血沼海」と書いている。南方とは淀川の河洲で河内湖と大阪湾つなぐ「浪速の渡」北側にあったと思われる。ところが『日本書紀』ではここがすっぽり抜けている。『古事記』編者が伝承をそのまま書いているのに対して『日本書紀』は解らないものは書かないのが方針のようである。

○ 法隆寺に関して その2

名古屋市 石田敬一

『法隆寺は移設された』で、法隆寺の移築元を観世音寺とする米田良三説は、妙心寺蔵の銅鐘の銘を根拠の一つとしているが、妙心寺蔵の銅鐘は創建時のものではないので根拠にするのは適当でないとした。

また「観世音寺古図」の金堂と現法隆寺の金堂を比較し、屋根の形状や階層が異なることなどから「観世音寺古図」をもって法隆寺の金堂が移築された根拠とすることは間違っているとあらためて主張した。

さらに、米田氏が観世音寺が更地になっていたとする期間に、『続日本紀』では観世音寺に寺封があったとあるので、米田氏の主張は正しくないとする古賀達也氏の主張を支持した。また古賀氏は法隆寺の移築元の寺の候補に『二中歴』の「難波天王寺」をあげているが、現在の四天王寺の金堂は法隆寺の金堂より東西南北それぞれ半分くらいの大きさでありそぐわないとした。ただ、法隆寺再建の頃の四天王寺が「撰津名所圖會」に描かれた大きさであったとすれば、現在の法隆寺の金堂や中門よりやや大きいので、四天王寺の部材が法隆寺再建に利用された可能性があることを示した。

例会出席者へお願い

例会に出席される方は、「東海の古代」本号を持参されるようにお願いします。

会 員 募 集

平成23(2011)年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特 典：・例会参加料無料

(例会欠席時は、例会資料を送付)

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集(古代への碑)の配布

3月例会に参加を

日時： 3月 6日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

4月例会：4月3日(日)名古屋市市政資料館
5月例会：5月15日(日)名古屋市市政資料館
例会は、4月は第1日曜日、5月は第3日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。